公　告

諸事項

第三者所有物の没収に関する公告

平成23年1月11日

大阪地方検察庁堺支部検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成23年１月25日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　大阪地方裁判所堺支部刑事部合議Ｂ係
2　被告事件名　覚せい剤取締法違反
3　被告人氏名　薬丸太一郎、安若　武志
4　公判期日　平成23年１月27日
5　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項
　大阪府北堺警察署総務課で保管中の被告人薬丸太一郎所有の現金のうち金２万円の限度
6　没収の理由となるべき事実の要旨
　被告人両名は、氏名不詳者と共謀の上、営利の目的で、みだりに、平成22年７月26日ころ、大阪市西成区南開１丁目１番11号ファミリーマート南開店駐車場において、上田香代子子に対し、覚せい剤であるフエニルメチルアミノプロパン塩酸塩の結晶約0.95グラムを代金２万3,000円で譲り渡したものである。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年１月11日

四国地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成22年12月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　四国開発建設株式会社　宮井　　徹　香川県高松市扇町１－１－47　国土交通大臣許可（特－19）第14515号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年12月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第10条第１項及び建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年１月11日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

1　処分をした年月日　平成22年12月７日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　立川　秀樹　一級建築士　第102047号
3　処分の内容　免許取消
4　処分の原因となった事実　管理建築士としての業務を行う意思がないにもかかわらず、自己の建築士としての名義を旧サクラビルテス㈱一級建築設計事務所（静岡県）の管理建築士として使用することを承諾した。
　また、静岡県内の戸建住宅等（28物件）について、設計及び工事監理を行う意思がないにもかかわらず、建築確認申請書の設計者欄及び工事監理者欄に自己の建築士としての名義を記載することを承諾した。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年１月11日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

1　処分をした年月日　平成22年12月７日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　畑中　浩之　一級建築士　第243380号
3　処分の内容　免許取消
4　処分の原因となった事実　大阪府及び滋賀県内の戸建住宅（16物件）について、Hiro-Planning一級建築士事務所（兵庫県）の業務に関し、建築基準法第20条（構造耐力）の規定に適合しない設計（木造建築物の地震力及び風圧力に対する耐力壁量不足と配置不良）を行った。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年１月11日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

1　処分をした年月日　平成22年12月７日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　水川　典明　一級建築士　第173058号
3　処分の内容　免許取消
4　処分の原因となった事実　兵庫県内の戸建住宅（12物件）について、㈱水川建築事務所（兵庫県）の業務に関し、建築基準法第20条（構造耐力）の規定に適合しない設計（木造建築物の地震力及び風圧力に対する耐力壁量不足と配置不良）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年１月11日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

1　処分をした年月日　平成22年12月７日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　大和田光彦　一級建築士　第178052号
3　処分の内容　免許取消
4　処分の原因となった事実　栃木県内の戸建住宅（１物件）について、旧結和設計事務所（茨城県）の業務に関し、確認申請代理者及び工事監理者として、虚偽の確認済証及び開発行為又は建築に関する証明書を作成し、工事施工者に手渡した。
　また、上記建築物について、確認申請代理者及び工事監理者として、確認申請を行わず、無確認で工事が行われることを容認した。
　なお、平成16年９月２日に、業務停止８月の処分を受けたにもかかわらず、再度懲戒事由に該当する行為を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年１月11日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

1　処分をした年月日　平成22年12月７日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　郡司　和徳　一級建築士　第238477号
3　処分の内容　業務停止11月
4　処分の原因となった事実　宮崎県内の戸建住宅（10物件）について、タマホーム㈱宮崎支店１級建築士事務所（宮崎県）の業務に関し、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第１項に基づく長期優良住宅建築等計画の認定（以下「長期優良住宅認定」という。）の申請手続において、当該長期優良住宅認定の申請手続の代理者として、当該代理業務を行うことなく、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第二号様式による通知書（以下「認定通知書」という。）について、虚偽の認定通知書を作成した。
　また、宮崎県内の戸建住宅（６物件）について、宮崎市長期優良住宅建築等計画の認定に関する実施要綱第４条第１項及び第２項の長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼の手続の代理者として、当該代理業務を行うことなく、同実施要綱第４条第２項の適合証について、虚偽の適合証を作成した。